

# 平成31年度～ 5か年の経過措置高齢者肺炎球菌予防接種対象者スケジュール

## ★各年度の年齢となる者(学年齢)

①定期接種の対象者は、65歳の人(学年齢)

②70歳から100歳までの5歳刻みの年齢の人(学年齢)

### 平成31年度(2019年)

《有効期間》

平成31年4月1日～新元号2年3月31日(2020)

65歳	昭和29年4月2日生～昭和30年4月1日生の者
70歳	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生の者
75歳	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生の者
80歳	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生の者
85歳	昭和 9年4月2日生～昭和10年4月1日生の者
90歳	昭和 4年4月2日生～昭和 5年4月1日生の者
95歳	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生の者
100歳	大正 8年4月2日生～大正 9年4月1日生の者

### 新元号2年度(2020)

《有効期間》

2020年4月1日～2021年3月31日

昭和30年4月2日生～昭和31年4月1日生の者
昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生の者
昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生の者
昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生の者
昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生の者
昭和 5年4月2日生～昭和 6年4月1日生の者
大正14年4月2日生～大正15年4月1日生の者
大正9年4月2日生～大正10年4月1日生の者

### 新元号3年度(2021)

《有効期間》

2021年4月1日～2022年3月31日

昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生の者
昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生の者
昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生の者
昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生の者
昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生の者
昭和 6年4月2日生～昭和 7年4月1日生の者
大正15年4月2日生～昭和 2年4月1日生の者
大正10年4月2日生～大正11年4月1日生の者

### 新元号4年度(2022)

《有効期間》

2022年4月1日～2023年3月31日

65歳	昭和32年4月2日生～昭和33年4月1日生の者
70歳	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生の者
75歳	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生の者
80歳	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生の者
85歳	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生の者
90歳	昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生の者
95歳	昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生の者
100歳	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生の者

### 新元号5年度(2023)

《有効期間》

2023年4月1日～2024年3月31日

昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生の者
昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生の者
昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生の者
昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生の者
昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生の者
昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生の者
昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生の者
大正12年4月2日生～大正13年4月1日生の者

### 新元号6年度(2024)

《有効期間》

2024年4月1日～2025年3月31日

昭和34年4月2日生～昭和35年4月1日生の者
★平成31年度からは、65歳になる学年のみ対象でしたが、全国の接種率が低いため、再度5歳刻みで5か年の経過措置を実施することになった。 (法改正)
★過去に全額実費で接種している場合の人だけ、定期外接種となり、行政措置で対応。 (一部公費負担:4,200円)の対象者となる